

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

上申書

令和3年3月8日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

本訴被告(反訴原告)	示 現 舎 合 同 会 社
上記代表者代表社員	宮 部 龍 彦
本訴被告(反訴原告)	宮 部 龍 彦
本訴被告(反訴原告)	三 品 純

令和3年3月18日に予定している口頭弁論について、インターネット配信ないしは録音・録画の許可をして頂くか、そうでなければ延期する旨を上申します。

顕著な事実として、コロナウイルス感染症に係る首都圏での緊急事態宣言が3月21日まで延長されました。そのため、不要不急の外出自粛が政府から引き続き要請されている状態です。

そのため、被告らにおいて、支援者などに傍聴を呼びかけても、誰も霞が関まで裁判の傍聴に行きたがらないのが実情です。現状、特に高齢者や基礎疾患を持つ者は傍聴に行けませんし、家族がいれば止められてしまいます。1月の緊急事態宣言発令以降、被告宮部は予定されていた講演を自粛し、外出も自粛し、被告三品は首都圏を離れています。

事実上裁判所を訪れて傍聴することができず、リモートでの傍聴等の代替手段も取

られていない現状は、憲法82条1項に反していると言わざるを得ません。最初の緊急事態宣言が発令されてから既に1年近く経過しており、裁判所が対策を取る期間は十分にあったはずです。事実として諸外国では Zoom 等でインターネットを利用した裁判が出来ています。日本も憲法に裁判の公開原則が定められており、諸外国と同等以上の通信インフラが整備されているのであるから、今の状態で口頭弁論を開くことは「止む終えないこと」とは言い難いです。

かつて設置されたハンセン病患者の特別法廷について、平成28年に最高裁判所が違法性を認め、令和2年2月26年の熊本地裁の判決では裁判の公開原則に反しており違憲の疑いがある旨が指摘されています。それにも関わらず、未だに現実の裁判では公開原則があまりにも軽視されており、看過できないものと考えますので、本書面の通り上申いたします。

以上